

本日、5月12日(火)、午前10時から午後3時まで、
賀陽庁舎において、消費生活相談を行います。

悪質訪問販売や金融商品取引詐欺など消費生活に関する
様々な相談を消費生活相談員がお受けします。「困った
な。」と思ったら一人で悩まず、まずは相談を。秘密は固
く守られますのでお気軽にお越しく下さい。

注1：1回の放送は400字以内です。注2：同一内容の放送回数は、原則として4回までです。

注3：書式（フォントサイズ・間隔・行間等）を変更しないでください。